

# 令和4年度第2回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月26日(木)午後1時30分から2時44分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員(13人)

会長	11番	坪田 清孝
会長職務代理	7番	丸谷 浩二
委員	3番	長田奈津子
	4番	林 恵子
	5番	辻下 義雄
	6番	竹内 和之
	8番	森 雅規
	9番	吉村 重夫
	12番	伊藤 守男
	13番	上田 幸治
	14番	森川 嘉昭
	15番	南坂 覚則
	16番	澤田 宗男

4. 欠席委員(3人)

委員	1番	谷川 聡志
	2番	長谷川太佑
	10番	北 廣見

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 現況証明願について
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

ついて

第6 その他

(1) 6月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 定刻になりましたので、ただいまから、あわら市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、坪田会長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数25名中、本日の出席委員は17名であります。なお、1番谷川委員、2番長谷川委員、10番北委員、推進委員の藤野委員、林委員、朝倉委員、渡邊委員、堀川委員から欠席の届出が、遅刻の届出が青山委員からございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、こちらからの進行は坪田会長をお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、まず、日程第4「議事録署名人の指名」を行いたいと思います。本日の議事録署名人は、3番長田委員、4番林委員の両名をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： それでは、日程第5の議事に入りたいと思います。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： まず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。  
2ページにお進みください。

今回、1件の申請がございました。

番号1番につきまして、譲渡人は河間にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。  
譲受人は下番にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田4,125㎡、畑831㎡でございまして、耕作人員は1名、申請農地は下番地係の畑51㎡でございます。売買による所有権の移転でございまして、3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の説明を行いますが、この地区につきましては私が担当なので、ご説明を申し上げますと、今、事務局のほうからご説明のあったように、相続による所有権移転ということで、これはやむを得ない事項だという具合に思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この案件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、決裁に入りたいと思います。

まず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていた

できます。4ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、貸付人は波松にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は福井市にお住まいの〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては波松地係の5筆で、登記地目はいずれも畑、面積は合計で492.86㎡でございます。用途につきましては個人用住宅でございます。事由につきましては、借受人は貸付人である父から申請地を借り受け、個人用住宅を建設したいとのことでございます。権利の種類につきましては使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農業公共投資の対象となっていない小規模な農地ということで、第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能でございます。今回は、集落内で農業を営む〇〇〇〇さんの後継者の方の個人用住宅ということで、転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては5ページ、計画図につきましては6ページ、7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の説明を求めたいと思いますけれども、地区担当委員が南坂委員で、今日欠席なんけ。遅刻なんけ。

事務局： 遅刻です。

議長： 遅刻ですか。まだお見えになっておりませんので、事務局の説明のとおりとさせていただきます。

それでは、本件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、12番伊藤委員、調査結果の報告をお願いいたします。

12番： 本日午前9時より、坪田会長、上田委員、それから事務局1名と私、4名で現地を確認いたしました。これも事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。9ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は沢にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては沢地系の1筆で面積は3.3㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和50年頃まで農地として利用されていましたが、昭和52年頃から耕作放棄され、以後山林原野化し現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の説明を求めます。まず番号1番、7番の丸谷委員、お願いいたします。

7番： では、私のほうから説明します。

今、事務局が申されたとおりでございます。面積的にはごく僅かなものということで、放棄され山林化させていますので、やむを得ないというふうに思います。

以上です。

議長： ありがとうございます。次に、本案につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、代表して12番伊藤委員、調査結果の報告をお願いします。

12番： この分も、今日朝9時から坪田会長、上田委員、事務局、そして私と4名で現地を確認に行きましたが、相当これは山深いというんかね。横にJRが走ってるわけなんですけども、そののり面というんかね。現場を見てもちょっと分からないような状態で、面積も小さいということで、ここだというような感じで現地を確認したところ、これも畑というんかね。作物の作れるようなところではないような感じがしました。これはやむを得ないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

確かに現地行ったら、どれが畑か分かりません。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明させていただきます。11ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

12ページにお進みください。公告予定日につきましては令和4年5月31日火曜日でございます。借手につきましては6人、貸手につきましては7人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が8筆、1万6,674.14㎡でございます。期間別内訳でございますが、3年の畑が2筆、4,753㎡、5年の田が3筆、2,663㎡、10年の田が1筆、673.14㎡、畑が2筆、8,585㎡でございます。

13ページをお開きください。集落別内訳については、井江葎の畑が1筆、北潟の畑が1筆、大溝三丁目の田が1筆、牛ノ谷の田が3筆、柿原の畑が1筆、山十楽の畑が1筆でございます。利用権の移転につきましては3万6,849㎡ございました。所有権移転につきましてはございませんでした。

14ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。大溝三丁目の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万円でございます。期間につきましては令和4年6月1日から令和14年5月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

2番、3番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。牛ノ谷の田3筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万4,000円でございます。期間につきましては令和4年6月1日から令和9年3月31日まででございます。

4番につきましては、借受人は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。井江葎の畑1筆でございます。利用目的は牧草で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万円でございます。期間につきましては令和4年6月1日から令和7年5月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

15ページをお開きください。5番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万円でございます。期間につきましては令和4年6月1日から令和14年5月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

6番につきましては、借受人は坂井市春江町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。柿原の畑1筆でございます。利用目的は飼料畑でございます。賃借権の設定でございます、賃借料は10a当たり1万2,000円でございます。期間につきましては令和4年6月1日から令和14年5月31日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

7番につきましては、借受人は大溝二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑1筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定でございます、賃借料は10a当たり1万円でございます。期間につきましては令和4年6月1日から令和7年5月31日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

20ページまでまたがっております。7番から27番につきましては、利用権の移転でございます。借受人は福井市松本にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北金津の畑1筆、横垣の畑1筆、山十楽の畑20筆でございます。利用目的は野菜・白ネギで、賃借権の設定でございます、賃借料は10a当たり1万円でございます。期間につきましては、8番、10番から18番は令和4年6月1日から令和5年3月31日まで、9番、22番、23番は令和4年6月1日から令和7年5月31日まで、19番は令和4年6月1日から令和6年2月29日まで、20番、21番は令和4年6月1日から令和7年2月28日まで、24番、25番は令和4年6月1日から令和7年6月30日まで、26番、27番は令和4年6月1日から令和8年3月31日まででございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。本案につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

3番： すみません。8番から27番までの〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに移転しているのは、どういう理由があったんでしょう。

議長： 基本的に〇〇〇〇さんが辞めたんです。

3番： ネギで。

議 長： やってた〇〇〇さんです。

3 番： 新規就農で。

議 長： 北潟のあそこへ入ってた。

3 番： かなり広範囲でやってるって。

議 長： 農協のあそこ、借りてやってたやつ。

3 番： あそこを使ってやってましたよね。

議 長： 何年やったんけ。何年間経営してた？

16 番： 7年。

議 長： 7年してたと。7年して、もう見切りつけて辞めた。

16 番： 最近まで動いてたの。

16 番： 5月いっぱいまでやって。

議 長： までやね。

16 番： この前もまだ肥料まきして。

議 長： 収穫だけして。

16 番： 肥料まきしてたみたいな気がしたけど、違うんかな。でっかいトラック入ってたよ。

議 長： 〇〇〇〇さんというのは、これもカレッジの生徒だっけ。

事務局： カレッジの生徒というふうに聞いてます。



議 長： 生徒やって。

事務局： 違いますっけ。すみません。

16 番： もう独学でやってる人やから。

議 長： カレッジの卒業生ではないんか。

16 番： 卒業生。

議 長： 卒業生やろ。

16 番： ○○○○さんのところにいた。

議 長： いたのか。

事務局： ○○○○さんが里親になって。

議 長： カレッジ卒業して里親。

事務局： カレッジ卒業されて。

議 長： ○○○○さんが里親。

事務局： 里親というふうに聞いてます。

議 長： カレッジ行ってないんか。行ってる？ 経過としてはカレッジ行ってないの？  
卒業した？

事務局： 卒業されたんじゃないですかね。

議 長： ○○○○さんのところにいたのか。

16 番： 4月かそちらに急遽、○○○○さんのところで使うって行ったんよ。

議 長： 里親にか。

16 番： ややこしいことがあって。

議 長： そっか。里親してんだ。

事 務 局： ○○○○さんのところで里親。

16 番： いろいろ形になってるやろ。

事 務 局： はい。

議 長： でも、まだ2年間せなあかんないが。1年か。

16 番： 6月からもうその子がやり始めるんやろ。

事 務 局： 6月1日からもう○○○○さんが承継されて。

議 長： 里親は何年やったん。

16 番： ルール上は1年たっていますが。

議 長： ○○○○さんと1年したんか。

16 番： 里親が替わったんや。誰かさんがいて、○○○○さんのところへ。誰かさんのところから、あと1か月か2か月分だけ○○○○さんのところへ行って、里親研修が終わるんや。

議 長： 継続して1年なら1年やったということや。ということらしいです。○○○君はもう辞めて撤退するというんで、その後を○○○○さんが引き継いで経営するということになってるみたいです。

3 番： ○○○○さんは継続して経営できそうな感じなんでしょうか。

議 長： どんなんかな。分かるか。

16 番： そこまではまだ分からん。

事務局： これは、県の副委員の方も応援していきますし、その前には、僕、聞いてるところによりますと、今後、起業のほうは定かではないですが、県のほうもきちっと見ていくというふうに聞いております。

3 番： ○○○さんの耕作していた時期、ネギをずっとやってると、連作障害みたいな感じで収量落ちてくるという話もあるんですけど、そういうのは織り込み済みで、全部引き受けてやられるんですかね。

事務局： そうですね。連作障害のこともございますので、その辺も織り込み済みで、全てを農地も引き受ける。そのほかの機械なんかも全部引き受けて事業を継承するという事で、事前にもう話をして納得の上、○○○○さんが引き継ぐということでございます。

3 番： 農舎というか、JAのあの跡地もそのまま使う感じなんだ。

事務局： あれ、どうなんですかね。あこは使えんようになってるかなと。

16 番： JAの跡地は使えん。あこはJAがどっか、もう一つ大きいがあるやろ。あそのところへ、もう1件、誰かやってたよの。

3 番： やってます。

事務局： やってた。○○○○さん。

16 番： あこを農協が使うらしいんやわ、何かで。その子を、今の○○○君が辞めるで、○○○君のところへ替わってもって、○○○君はもう辞めてまうとで。新しい人は、沖垣君が山十楽かどっかに前、でっかい建物を建てた場所があるんやけど、そのところでやるみたいなことを聞いた。

議長： そしたら農協の施設じゃなしに、○○○君の。

16 番： 農協の施設は、もう1人の子がそこへ行くけん。

事務局： ○○○○さんが。

5 番： 車はずっと2台止まっているけど。

議 長： 止まっている。

5 番： この前は大型車が入ってたで。肥料か何かちょっと入れるような大型車が入ってたで。

16 番： 何かそんならしい。私もまた聞きやで、100%正しいか正しくないかは知らんけど、そんな感じですよ。

3 番： 分かりました。

議 長： 澤田さんの言うとおりで。ほかに何かありますか。

これだけ面積をやっぱ使おうとすると、当然、非常に作業場も厳しい問題になると。今よう言うけど、連作障害なら、少し畑を休ませながら全面積を使ってく。ローテーションでやってくような方法を今後考えてかないと、なかなか難しいのかなと思うんです。やっぱ少量の面積でそこで一気にやろうとすると、もうやっぱ収量落ちてしまって、畑の借換えをしながらやってますんで。面積たくさん持ってて、ローテーション組んで、1年目は緑肥をまくとかっていうような、そういう指導も基本的には県のほうからしていくべきやと思うんですけどね。

ほかに何かございませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、それでは、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(全員挙手)

全員です。よって、決定することといたします。

#### ◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議 長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。21ページをお開きください。

今回、8件の届出がございました。

22ページまでまたがっております。1番につきましては、堀江十楽の田14筆、布目の田4筆、下番の田2筆、宮前の田1筆、堀江十楽の畑2筆でございます。権利

取得者は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月3日で、相続による所有権の移転でございます。堀江十楽の田13筆と布目の田4筆、堀江十楽の畑1筆については〇〇〇〇、下番の田、宮前の田は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

2番につきましては、谷島の田10筆、畑3筆でございます。権利取得者は谷島にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月21日で、相続による所有権の移転でございます。谷島の畑2筆は自己管理し、ほかは〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

3番につきましては、二面の田4筆でございます。権利取得者は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年3月19日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

23ページをお開きください。4番につきましては、北潟の田10筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年4月26日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

5番につきましては、北潟の畑2筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年6月20日で、相続による所有権の移転でございます。北潟の畑1筆は自己管理し、畑1筆は〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

6番につきましては、北野の田4筆でございます。権利取得者は北野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年4月21日で、相続による所有権の移転でございます。北野の田2筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

7番につきましては、二面の田1筆、畑3筆でございます。権利取得者は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年6月1日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

24ページにお進みください。8番につきましては、瓜生の田5筆、畑5筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成31年4月13日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

以上で説明終わります。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第1号を終わりたいと思います。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。25ページにお進みください。

今回、6件の届出がございました。

1番につきましては、北潟の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。事由につきましては、〇〇〇〇と利用権を結ぶため解約するものでございます。

2番につきましては、下番の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。事由につきましては、賃貸人の都合により解約するものでございます。

3番から6番につきましては、北金津の畑1筆、山十楽の畑3筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。事由につきましては、賃借人の都合により解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。それでは、報告第2号につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

16番： すみません。これ、最後に賃借人、〇〇〇〇さんの事情で解約ってあるでしょう。その前にたくさん〇〇〇〇さんとの契約で利用権移転したのに、ここは何でしなんだんですか。

事務局： 丘陵地に聞いたところ、ここはちょっと圃場条件が悪くて、利用権を結べなかったというふうに聞いています。今もまだここは、次、耕作する方が見つかってないというふうに報告いただいていますので。

議長： ほかに何かございませんでしょうか。

これ、圃場条件が悪いという今の話やけど、この人たちというのはほかにも農地を持っておられないんですか。

事務局： 〇〇〇さんが借りてるところということですかね。

議長： ところで。

16番： 〇〇〇〇さんのところが。

議 長： ○○○○さん、いるよね。こういうときというのは、両方借りてくれないと俺は貸さないよとはならないのか。こんないいところだけ借りるなんて、そんなばかな話ないよって。

事 務 局： 解約自体は合意解約で解約するので、合意はいただいているということですね。

議 長： ということやね。なんか変やね。我々借りるときに、みんな使ってくれないと貸さないってよう言われるのにな。

6 番： 借りるだけ借りてて耕作せんと、一遍耕作して、そのまま放ったらかいてまって、地主が気がつくまで知らなんだというのがあるの。地主が見て、こんなもんでもならんと言って、ほかの人に作ってくれって頼みに歩く、そういうケースというのは多いんやの。本当にもう作らんのなら作らんで、すばっと言うてもらわんと、いつまでも放らかいとくと、2年も3年もこのまま荒地になってて、次作者が大変なんやの。頼まれても。

議 長： こういう解約のときも含めて、そういうチェックを今後できるだけお願いします。

6 番： 支援センターにも言ってるんやけど。

議 長： 支援センターにパトロールしてくださいって。言うと、農業委員会がせえって言われるけ。

5 番： 支援センターはせんやろ。例えばこんなんして持ってしまうと、その間の管理というのは誰がする。草が生えたぞ、何とかが生えたぞというのは。

議 長： これ、支援センターは持たないんです。

5 番： 持たない。

議 長： だから同時進行。

5 番： 同時進行は分かるけど、同時進行してる間に誰も見つからんと1年ぐらいたってまうと、結構草生えてまうの。

議 長： 荒れてまう。

5 番： その間は誰もせんでことか。

議 長： それを農業委員会として、前からあわら市の場合は言うてたのは、水田部のほうからソバを作りにも上がってもらえんかというのをあっせんしてたんですけど。

5 番： それで〇〇〇〇君が苦勞してるということやろ。

議 長： 今やってないかな。

5 番： 例えば。

6 番： そういう話があるんやって。それで畑見に行ったら、もう草だらけで、やるものもやってないと。今言われても、冬になるまで待たな、そんなん、今一番体のひどいときにやったかって、どうなんかの。冬場の暇なときならできるけど、そういう手間があるで、ちゃんちゃんと引継ぎを、もう作らんようになったんなら次の人にとって、何か支援センターのほうで。

議 長： これから農地を貸すときに、そういう条件をつけないかんね。作れないならすぐ言うてこいと。そういう条件を付してください、今後。

6 番： 今度、園芸の卒業生でも、畑がないとほかへまた行ってまうでしょう。

議 長： すぐ使えるようなね。それまで荒れんようには、水田部からソバを作りにも上がってという指導はしてるんやろな、相変わらず。俺らのときはやってたんやけど、今どうか分からんので。やってるんか。

事務局： 指中なんかは〇〇〇〇さんがやっておられますけど。

議 長： だから、できたら認定農業者会等でそういうあっせんというか、そういう話を常にしといてくれんかなと思うんですわ。水田地帯の農業者に、できたらソバを作りにも、1年でも2年でも作りにも上がってくれんかという話や。

事務局： 分かりました。



議 長： 今、安いけど。ソバが一番、でも草の抑制にはなるんで。  
ほかに何かありませんでしょうか。  
できるだけそういうことで、また支援センターと連絡しながらやってください。  
お願いします。  
ほかにないようでしたら、報告第2号を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。  
(質問、意見なし)  
なら、これで報告第2号を終了します。

◇ その他(1)

議 長： 続きまして、その他でございます。日程第6、「その他」の(1)の「6月の農業委員会定例総会開催予定について」の説明を事務局のほうからよろしく願います。

事 務 局： 6月の農業委員会定例総会の開催につきまして、6月24日金曜日午後3時からを  
検討しております。

議 長： 3時。

事 務 局： 15時でございます。

議 長： これ、後の話がありますんで、引き続きその後も含めてちょっと話をしてください。

事 務 局： それでは、その他の事項の中でちょっとご説明させていただきたいと思います。

議 長： なら、これだけ決、採るか。なら、ちょっと待ってください。  
すみません。3時からというのは、その終わってから、最後の農業委員会でございますので、今回、お別れ旅行もちょっとコロナの関係でできないので、今回お別れ会をやって終わろうということで考えておまして、一応引き続きお別れ会のほうへ移行するために、あえて3時から農業委員会を開催するというような、間を置かないようにということで3時からとなっておりますので、よろしく願いたいと思います。  
それでは、6月の定例総会、一応6月の24日金曜日3時からお願いしたいと思います。よろしく願います。

◇ その他（２）

議 長： それでは、（２）のその他に移りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 【説明】

議 長： 農業新聞、農業委員会終わってから１年間購読してくれということになってない？

事 務 局： なってなかったと思います、たしか。前回の改選のときにも同じように案内させていただいて、辞められる委員の方には。

議 長： 希望かもしれんわ。図書があったやろ。あれに書いてある。ま、いいです。

事 務 局： 【説明】

議 長： さっき聞いた。今月の総会にかけなあかんって聞いたで。ま、ええわ。来月でいいんじゃない？ これ、来月でいいんなら来月でいいんじゃないか。

事 務 局： 目標の設定につきましては、また来月取り扱っていただくということで、今回はこちらの、ごめんなさい、話がちょっとあっち行ったりこっち行ったりするんですけど、記録簿の記入ということで、記録簿をどうして今、新たにこのようにして書かないといけないのかということに関しては、国の方針、委員さんの活動をもっと細かに拾って、委員の皆様が普段から活躍してくださってるということをさらに評価して、外に見える形にしたいというふうになっておりますので、今回、この記録簿について新しく刷新させていただいたというふうになります。

議 長： 分かりました？

事 務 局： すみません。

議 長： 逆に言いますと、この活動記録簿をこれからつけてください。その活動を推進委員さんも含めて、言うとも月９日ぐらいの活動を行ってください。その活動したものとつきまして、農業委員会への活動交付金が出る形になってます。活動しない人がひと月に一人でもいると、カウントされません。交付金が当たりません。というぐらい厳しいんですわ。なぜ９日ぐらいの設定をするかいうと、１年間で120日以上活動をせえということなんです、はっきり言うと。今までこの活動記録簿に記入し

てた事項は、今までだと皆さん、総会のとくに総会出ましたよ、だけで活動終わってたと思います、記録を。総会に出ただけの活動では活動記録とは言わないと。カウントできないんです、今後。総会の中で、例えば言いますと、担い手だとか最適化推進に関する事項について、みんなで協議しました。こういうことでみんなで話し合いましたとかっていう項目では書けるんだけど、3条から4条、5条の協議をしました。これは一切関係ありません。そういう活動ではないということなんで、非常に活動内容が厳しくなってきた。ただし、もうちょっと曖昧な言い方しますと、月9回、8回から10回ぐらいまでやるんだけど、例えば野道でイノシシに出会いましたという話でも1回なんです、活動。これがいいかげんなところなんですけど、その1回というのは何やいうたら、鳥獣害のその被害が、農地荒れてるよということになるという事項でカウントできるということらしい。そういうものが基本的に、今、澤田さんのところにある本があると思うんだけど、皆さん、冊子ないですか。手元にある人。その冊子の中に書かれています。そういうことを基本的に、ここで言う記載記入例のところ、活動項目の2、①、3の1、①のイとかって書いてあるのは、その冊子のところのどれに該当するかということを見て、この表のところの項目のところ、3の①の1、2とかっていう具合に書くような、ややこしいんです。書き方が非常に今までと全然違うやり方になってきてる。けども、それで月8回から9回ぐらい何らかの活動をやってくださいというのが、国のほうの定めであります。それが、今回、月トータル幾らかって、縦横のこの紙に書いてありますけども、委員の活動日数を9日に設定をし、1か月当たり活動実績としては10日以上やりなさいというようなことが書かれていますけども、こういう活動したという実績を基に、農業委員会に活動交付金が配布されるという形になって、皆さんの手当もその分増えてくるんですけども、活動しなければ何も手当が入ってこないという形になりますんで、みんなで活動をしましょうねということの話です。

その活動設定を、来月の総会やね。

事務局： はい。

議長： 基本的に私は1か月でも最低何日しようというのを決めますよというだけの話ですけども、分かりましたか。だから、俺は来月終わったらもういいわという人は、もうどうでもいいやと思って聞いてられると困るんですけども、基本的に何しろ活動しないと活動交付金がもう下りてこないということだ。今までは皆さんに総会でも何やらこうやって書いてもらってて、話をした、それから、現地確認行ってもらえば現地確認も書いてもらったというふうなことをやったと思いますけども、今後はそれをもっと回数を増やしてくれということになりました。非常に厳しい状況になりましたので、それを理解してくださいということです。

5 番： 今まで全員が出るやつは特別出さなくていいよということがあったやろ。

議 長： ありましたけども。

5 番： あったけども、これからは、例えば総会も書かなあかんし。

議 長： 総会は書かなくていいです。

5 番： 総会は書かなくていいの。

議 長： ただ、総会のとくに、今、事務局と話したんだけど、農地の最適化推進に関する事項というのを、議事とその他の間に1項目入れて、そういうものを話し合う時間をつくってくれということ言うてあるん。それを話し合いなんかの形でやったよと。あこのうち、今度もう辞めるらしいから、誰か人いないとか、担い手いないとかかっていう話でいいと思うんです。それをやったよというのを必ず総会の日にそういう話をすれば1枚は書けるやろうから、あと8枚ぐらいは自分でどっか歩いてくださいということになるん。

5 番： なるほど。

議 長： 総会の3条から4条の議案に賛成したとか決議に参加したというのは、一切カウントされないということなんやちゃね。

5 番： 具体的に、さっきこっちで調査の部分はあったけども、例えば委員会やったとか何とかやったって、それも一切書かなくていい。

議 長： うん。例えば、昔始まった頃に、みんな各ブロック単位で問題点を議論したと思います。ああいうのは書いてもらう。この議案の内容は全く書かなくていい。けども、8回か9回何かせんあかんとなったら、1回でもそういうことをこの中でやって、それを書いてもらえば1回でも減るんで、総会のとくに必ず、それを1回減らすためにやってくださいということは言いましたので。

5 番： うちのところは。近隣に百姓なんて誰もいないんや。ということは、僕は家から305号線へ出てしか行かんから、農地に携わることはまずない。条件がまず違うの。同じ委員してても。相当違う。

議 長： 違ってもいいです。例えば、道路走ってた。あわらのどっかの地係でどうもあの土地荒れてるなという話で結構なの。

5 番： よそのところ、どこでもいいんけ。

議 長： どこでもいいんです。自分のところでなくてもいいんです。

5 番： そんなよその話したってどうなる。

議 長： そういうのを見てきたよというのを報告さえしてくればそれでいいんです。だから、中身自体はものすごいどうでもいい話なんです。だけど、回数で紙だけ書いてもらわないかんというのが非常に難しいという。

5 番： 担当地区以外でもいいよということ？

議 長： いいです。

5 番： 真面目に見んけどな、担当地区以外、そんな。見たって分からんし。

議 長： 305号線走ったら、イノシシと遭遇したでいいんやって。

八木推進委員： 今の辻下さんの話じゃないですけど、1か月に10件でも情報を書くんでしょ。同じことを書いてあるわけでない。それ以上、我々がやらんなんです。

議 長： いや、同じことでもいいみたいです。

八木推進委員： 3か月に1回ぐらい。そうすると。

議 長： 同じこと10回書いてもらってもいいんやろうけど。

堀川推進委員： ちょっといいですか。今まで111運動やとったね。あれは。

議 長： 書いてください。

堀川推進委員： また継続するんですか。

議 長： 継続です。

堀川推進委員： それは継続する。

議 長： はい。

堀川推進委員： 今の記入例見ますと、あこにイノシシの足跡があったとか、そういう事象ですね。そんな程度でいいんですか。

議 長： いいんです。

堀川推進委員： 例えばイノシシだったら毎日。

議 長： 毎日歩くと思うんで。

堀川推進委員： そればかりじゃあかんけど。

議 長： 運動公園のところ横切ったよというんでいいんです。非常に頻繁に出てきたよとかっていう話でいいんです。それでいいって言うんですよ、国は。

堀川推進委員： 自分の感覚で、状況がちょっとおかしいなという事象を捉まえて、報告書として出せばいいと。

議 長： 出せばいい。

堀川推進委員： そういうことでいいんですね。

議 長： はい。

3 番： 近所の農家さんのオペレーターさんが田植えの時期に倒れちゃって、うちの夫に頼まれんかって来たような相談を。

議 長： 相談を受けましたでいいです。

3 番： 受けましたって書けばいいんですか。

議 長： 書けばいい。

3 番： これは、でも項目が何になるのかが分かんない。

議 長： その本に。

5 番： 分からなかったら、中身だけ書けばいい。

議 長： 中身だけ書けば。

5 番： 向こうが考えればいいことや。

議 長： 事務局が考えると思います。

5 番： 分かるところだけ書いといてもいい。

3 番： あと、里親研修を今、入れてるときは、毎日研修生を入れてることになるんですけど。

議 長： それは、今月から研修受入れしましたので1回で始まって終わる。次、終わりましたので1回終わる。

じゃ、事務局のほうで、こんでいいですか。

事 務 局： 今、会長がおっしゃってくださったとおりでして、1回書いたらもう書きちゃ駄目ということはないですし、毎週確認してるんだというんでしたら、毎週書いていただいてもいいですし、ばったりほかの農業委員さんと会って会話を交わしたら、情報交換をしたというので書いていただいても結構ですので、あまり特別なことじゃないと書きちゃ駄目とかそんなことはありませんので、今、会長様がおっしゃったとおりで、ざっくばらんに書いていただいても大丈夫です。

議 長： もう始まってます、これは本来4月から、本当は。だから遅いんです。もっと早う言わないかんですけれど、説明会自体が遅かったんで、7月からでもいいかな。あかんのか。

事 務 局： 今日活動記録簿を何名の委員さんから頂いてますけど、出ている分については

もうこのまま受け取りますので、なるべく次からは書いていただきたいと思います。

議 長： そういうことです。よろしいですか。

堀川推進委員： この記録簿というのは、提出は定例の農業委員会ありますね。

議 長： その日に出せばいいかい。

堀川推進委員： その日に出せばいいと、こういう。

6 番： これ破ってか。

議 長： 破って。

6 番： 切るがか。

議 長： そこだけミシン糸が入ってると思います。ミシン糸で切って出してください。

16 番： 農業委員会の会議で1つ、そういう議題を出して、それ、全員が1枚だけはみんな一緒のこと書くわの。

議 長： これは一人一人の活動記録やで。

16 番： これはみんな一緒やが。

議 長： 一緒にいいです。

それとあとちょっと、今、事務局のほうから最後にお話があったかな。お別れ会の開催の件ですけども、今回考えているのは、お別れの旅行を予定してた。これが、今コロナ禍の関係の中で、ちょっと行く先が迷惑するようなことも。視察旅行なんかも含めてやろうかなと思うんだけど、行く先も迷惑するんで、こんないっぱい行くと。それを避けるために、新年会も延期になってずっとできなかつたんで、最後にお別れ会という形で終わりたいと思うんです。大変何もできなかつた。今期は何にもできなかつたのは、もう本当に私の責任、物すごい痛いところなんですけども、やむを得なかつたかなと、今回。仕方なかつたなど。活動もなかなかできなかつたんですけども、最後にお別れ会をしたいと思いますので。

それで、今、事務局として考えてるのは、せっかくなんやから、今、県の旅行の



割引があるみたいなので。県民割というのがあるんで、あれを活用して、場所はまだ決まってませんが、基本的に1泊でどっか旅館でやりたいという具合に考えてます。原案が分かり次第、また皆様にはご報告しますけれども、そういう方向で今検討してますので、1泊でひとつ想定をしておいてください。日帰りでなしに、1泊で今検討してますんで、そういう形でご理解願えればと思います。

以上ですけど、その件に関して何かありますか、ご意見。旅行つつって旅行はやめたんで、すみません、全額お返しします。懇親会の金も、今回、お別れ会終わって残額が出た分を、また皆さんにお返しをするという形で考えておりますので。最後ですので、1泊して皆さんとお話ししてお別れしたいと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上ですけど、なければ今日はこれで終わりたいなと思いますけど、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

#### ◇ 閉 会

議 長： なら、長い間、本当にいろいろ議論していただきましてありがとうございます。これをもちまして、今日の第2回のあわら市農業委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

令和4年5月26日

議 長

委 員

委 員